令和2年2月28日



(宛先) 幼・認定こども園長 小·中学校長

富山市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業について(通知)

このことについて、2月27日(木)に開かれた「新型コロナウイ ルス感染症対策本部 | での安倍晋三首相の要請を受け、富山県教育委 員会から連絡がありました。

つきましては、富山市内の小・中学校について、3月2日(月)か

ら3月24日(火)までを臨時休業とします。

富山市内の幼稚園・認定こども園については、通常どおりの保育を 行います。

なお、次の2点について、園児児童生徒及び保護者への周知をお願 いします。

記

- 1 県立学校入学者選抜は、予定どおり実施する。これに伴い、入学 者選抜の事前指導のための登校日を設ける場合は、該当者に対し て学校から連絡する。
- 卒業(園)式は、登校日とし、予定どおり実施する。ただし、各 学校(園)の実情に応じて、簡略化の対応をとる。 <対応例>

 - ・卒業生とその保護者、在校生の一部のみで式を行う。・式を短時間で行ったり、児童生徒の座席間を離したりする。
 - ・証書授与は代表者のみとする。
 - ・来賓にマスク着用を要請したり、来賓を制限したりする。
- ※休業中における学校と保護者との連絡体制を整備しておく。
- ※休業中における家庭学習については、現段階でできる範囲で、学習 プリント等を配付し、児童生徒に指示しておく。
- ※休業中における対応等については、順次通知する。
- ※保護者宛の案内文例「臨時休業のお知らせ」は市教委が作成し、 各学校に別途メールで送付します。

(担 当) 学校教育課 生活指導係 (TEL) 443-2210 (FAX) 431-6176

保護者各位

令和2年2月28日

富山市立○○小学校校長 ○○ ○○

臨時休業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、 3月2日(月)から3月24日(火)までを臨時休業とします。

臨時休業期間中は、次のことに留意され、感染防止等に努めてくださいますよう、お願いいたします。

なお、臨時休業期間の変更等については、決定次第速やかに各家庭へ連絡します。

記

- 1 卒業式は予定通り実施します。詳細は、学校から連絡します。
- 2 臨時休業期間中は、感染防止のため不要不急の外出を避け、家庭で過ごしてください。やむを得ず外出をする場合は、「こまめな手洗い」「マスクの着用」等、感染防止に努めてください。
- 3 臨時休業期間中は、免疫力を高めるためにも、「十分な睡眠」「バランスのよい食事」など規則正しい生活を心がけてください。
- 4 1年の締めくくりの時期ですので、宿題や読書、今までの復習等、毎日時間を決めて学習させてください。
- 5 保護者が不在で子どもだけで日中を過ごす場合は、施錠や火の取扱い等にも 気をつけるようご指導ください。
- ※臨時休業期間中は、担任が必要に応じてお子さんの様子を電話等で確認します。 ※お子さんのことで心配なことがあれば、気軽に学校にご相談ください。
- ※臨時休業期間中のお知らせについては、学校ホームページ、緊急メール等を 随時ご確認ください。

【連絡先 ○○○学校 TEL○○○-○○○】

保護者各位

令和2年2月28日

富山市立○○中学校校長 ○○ ○○

臨時休業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、 3月2日(月)から3月24日(火)までを臨時休業とします。

臨時休業期間中は、次のことに留意され、感染防止等に努めてくださいますよう、お願いいたします。

なお、臨時休業期間の変更等については、決定次第速やかに各家庭へ連絡します。

記

- 1 県立学校入学者選抜は予定通り実施となります。これに伴う事前指導のための登校日を設ける場合には、該当者に対して学校から連絡します。
- 2 卒業式は予定通り実施します。詳細は、学校から連絡します。
- 3 臨時休業期間中は、感染防止のため不要不急の外出を避け、家庭で過ごしてください。やむを得ず外出をする場合は、「こまめな手洗い」「マスクの着用」等、感染防止に努めてください。
- 4 臨時休業期間中は、免疫力を高めるためにも、「十分な睡眠」「バランスのよい食事」など規則正しい生活を心がけてください。
- 5 1年の締めくくりの時期ですので、宿題や読書、今までの復習等、毎日時間 を決めて学習させてください。
- 6 保護者が不在で子どもだけで日中を過ごす場合は、施錠や火の取扱い等にも 気をつけるようご指導ください。
- ※臨時休業期間中は、担任が必要に応じてお子さんの様子を電話等で確認します。 ※お子さんのことで心配なことがあれば、気軽に学校にご相談ください。
- ※臨時休業期間中のお知らせについては、学校ホームページ、緊急メール等を 随時ご確認ください。

【連絡先 ○○○学校 TEL○○○-○○○】

元文科初第1585号 令和2年2月28日

各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国公立大学法人の長 各 文部科学大臣所轄学校法人理事長 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 厚 生 労 働 事 務 次 官

文部科学事務次官 藤 原 誠

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校 等における一斉臨時体業について(通知)

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。),高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。),特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者に おいて判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合 には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対 応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時体業の措置であるという趣 旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよ う指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生 じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど 配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その 進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により 学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を 下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされな いこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」 (令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校にお ける教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこ ととしており、必要に応じて相談いただきたいこと。 (公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。) には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童 生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事 業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所 の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間 集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また,特別支援学校の寄宿舎については,基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが,保護者が迎えに来られない場合等,個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)・

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等 が生じないよう、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えま す。 都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111 (代表)

- ○保健管理に関すること 初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)
- ○教育課程に関すること 初等中等教育局 教育課程課 (内2367)
- ○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること 初等中等教育局 財務課 (内2038)
- ○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること 初等中等教育局財務課(内2588)
- ○障害のある幼児児童生徒に関すること 初等中等教育局 特別支援教育課 (内3195)
- ○高等学校等の入学者選抜に関すること 初等中等教育局 児童生徒課 (内3291)
- ○私立学校に関すること高等教育局 私学部 私学行政課(内2532)
- ○国立大学附属学校に関すること 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- ○公立大学附属学校に関すること 高等教育局 大学振興課(内3370)
- ○専修学校に関すること 総合教育政策局 生涯学習推進課 (内2939)

市町村教育委員会教育長中 学 校 長 殿特別支援学校長教育事務所長

富山県教育委員会教育長

富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)

このことについて、令和2年度富山県立高等学校入学者選抜の追検査の日程を延期するとともに、 次のとおりの対応としますので、受検する生徒及びその保護者に対し、周知をお願いします。 なお、富山県立学校入学者選抜においては、次の事項以外のものについては、変更ありません。

- 1 高等学校全日制の課程一般入学者選抜に係る追検査の日程の延期等
- (1) 追検査の日程の延期

(変更前) 令和2年3月10日(火) (変更後) 令和2年3月25日(水)

(2) 令和2年度富山県立高等学校入学者選抜実施要領の変更 次の箇所を別紙1のとおり変更する。

<変更箇所>

P3の 8 追検査

- 9 合格者の発表
- 2 新型コロナウイルス<u>感染者</u>及び新型コロナウイルス感染者の<u>濃厚接触者として特定された者で</u> 発熱等の症状のあるものの扱い
 - (1) 高等学校全日制の課程一般入学者選抜の志願者

学力検査の第1日、第2日の両日の全日程を欠席とし、追検査を受検するものとする。また、第2日に症状が出た者については、第2日を欠席とし、第2日分の検査を追検査で受検するものとする。

定時制の課程(単位制前期)第2次選抜又は定時制の課程(単位制以外)第1次選抜若しく は通信制の課程第1次選抜に重ねて志願できるものとする。

- (2) 高等学校定時制の課程入学者選抜・特別支援学校B日程入学者選抜の志願者 第1次選抜の全日程を欠席とし、改めて志願して第2次選抜を受検するものとする。
- 3 別室受検となる志願者
 - ① 中学校等において新型コロナウイルス感染者が発生し、当該校が休校となった場合において 自宅待機となっている未感染者
 - ② 中学校等において新型コロナウイルス感染者が発生し、当該校が休校となった場合において 濃厚接触者として特定されたが発熱等の症状がない者
 - ③ 家族等に新型コロナウイルス感染者が発生し、濃厚接触者として特定された場合において発 熱等の症状がない者
 - ※ 濃厚接触者としての特定は、保健所又は厚生センターが行う。
- 4 検査当日の留意事項 別紙2のとおりとする。

事務担当 県立学校課 高校教育係 藤田 TEL 076-444-3450 特別支援教育班 鍛冶 TEL 076-444-3451

下線部が変更箇所

8 · 追検査 ·

- (1) 次のア、イ、立のいずれかに該当し、学力検査の第1日、第2日の両日の全日程又は第2日の全日程を欠席 した者のうち、下記(2)又は(3)の手続を行ったうえ志願先高等学校長からの許可を得た者は、追検査を受検する
 - ア 新型コロナウイルス感染者、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として特定された者で発熱等の症状 のあるもの
 - イ・インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者
 - ク やむを得ない理由のある者
- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、中学校長等を経て志願先高等学校長に 連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和2年3月9日(月)午後3時まで に、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先高等学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書(県外及び海外からの志願者用)を所定の日時までに、志願先高等学校長に直接提出する。
- (4) 追檢査は志願先高等学校において、令和2年3月25日(水)に、下に示す日程によって行う。

9:30までにおいて 各高等学校長 が定める時間	9:30~10:20	10:40~11:30	11:50~12:40	12:40~13:407間に おいて名高等学校長 が知りそ時間		14:10~14:50	15:10~16:00
出席調査及び		4 *		出席調査及び	開き取り	筆 記	新台
指準備	社会	国語	理科	器準備	英 語		数学

- ※ 英語聞き取りテストについては、13時40分から13時55分までの間に10分間程度で実施する。
- (5) 追検査の受検が認められた者は、募集定員の外枠で特別に選抜する。
- (6) その他、上記5、6、7を準用する。
- 9 合格者の発表
- (1) <u>追検査の受検が認められた者以外の者については、</u>合和2年3月16日(月)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。
- (2) 追検査の受検が認められた者については、令和2年3月27日(金)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

新型コロナウイルス感染症における検査当日の留意事項等

次のとおり、受検生及び関係各所へ遺漏なく周知・連絡するよう配意願います。

- 1 状況把握と入学者選抜の対応のための連絡
 - ① 中学校等において、新型コロナウイルス感染者や新型コロナウイルス感染 者の濃厚接触者として特定された場合、中学校長等は速やかに状況等を直接 県立学校課へ連絡する。
 - ② 過年度生受検生は、中学校等からの志願となることから、追検査の日程変更の連絡を保護者に確実に行うとともに、新型コロナウイルス感染等の状況について把握し、感染者や濃厚接触者として特定された者であると判明した場合は、速やかに状況等を直接県立学校課へ連絡する。
 - ③ なお、別紙1のとおり、追検査の志願要件アイウに該当する志願者がいる 場合は、志願先高等学校長に連絡する。
 - ※ 休校に関する情報や感染者等に係る志願者の情報は、県立学校課から各志願先県立学校へ連絡する。
- 2 新型コロナウイルス感染症に関連して別室受検対応となる者
 - ① 中学校等において新型コロナウイルス感染者が発生し、当該校が休校となった場合において自宅待機となっている未感染者
 - ② 中学校等において新型コロナウイルス感染者が発生し、当該校が休校となった場合において濃厚接触者として特定されたが発熱等の症状がない者
- ③ 家族等に新型コロナウイルス感染者が発生し、濃厚接触者として特定された場合において発熱等の症状がない者
- 3 中学校等が休校となった場合の「受検票」等や「受検生の心得」等の受検生 への配布
 - ① 「受検票」等については、志願校で予備を準備しているので、専用の受付 等で受検票等を受け取り、受検すること。
 - ② 「受検生の心得」等については、当該休校となった中学校等の受検生が受 検する検査実施校のホームページに3月3日(火)正午までに掲載するので、 事前に閲覧し、確認しておくこと。

4 検査当日の受付 ...

- ① 上記2①の受検生は、インフルエンザ等罹患者と同様の対応となるので、 高校の教員にその旨を伝え、指示・誘導に従うこと。
- ② 上記2②③の受検生は、一般受検生用受付ではなく、新型コロナウイルス 感染者の濃厚接触者専用の受付で手続きを行い、誘導に従うこと。
- ③ 上記2①~③の受検生は、感染の拡大防止のため常時、マスクを着用する こと。

都道府県 指定都市中 核 市

保育主管部 (局)

地域子ども・子育て支援事業主管部(局) 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等 の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型ロロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日付け事務連絡)などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX: 03-3595-2674

E-mail: hoikuka@mhlw.go.jp

(子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線4966)

FAX: 03-3595-2749

E-mail: clubsenmon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して の保育所等の対応について(令和2年2月27日時点)

(保育所について)

- 1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。
- 一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。
- 2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや、保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

(放課後児童クラブについて)

- 1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間(原則、1日につき8時間) に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。
- 2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育で支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

- 3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。
- 4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。